

令和5年3月1日

令和5年第1回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

総務局・会計局

目 次

ページ

収入証紙に係るキャッシュレス化の推進について…………… 1

収入証紙に係るキャッシュレス化の推進について

県では、平成30年11月に「キャッシュレス都市(シティ) KANAGAWA」宣言を公表し、キャッシュレス化を積極的に推進する中、収入証紙制度についても、電子申請等によるキャッシュレス化を推進する。

1 取組の方向性

電子申請・電子収納の活用を拡大するとともに、新たに申請窓口におけるキャッシュレス決済や、コンビニ収納の仕組みを構築、導入し、県民の利便性向上と業務の効率化を図る。

また、国の動向を注視し、国の制度との整合を図る。

(1) 電子申請・電子収納の拡大

収入証紙により収納している手数料等について、「e-Kanagawa 電子申請システム」の活用を進め、キャッシュレス化のさらなる拡大を図る。

- ・ 令和4年度末： 9 手続
- ・ 令和5年度末：224 手続（見込）

(2) 窓口キャッシュレス決済の導入

申請窓口において、収入証紙による収納とキャッシュレス決済の併用を行うため、収入証紙に関する条例の一部改正議案を提出する。

(3) コンビニ収納の拡大

収入証紙に代わる新たな収納方法として、令和6年度を目途にコンビニエンスストアでの収納開始を目指し、納付窓口の拡大を図る。

(4) 国の制度との整合性

国の制度との整合を図る必要がある手続きについては、国の動向を注視しつつ対応する。

2 今後の予定

令和5年度

- ・ 電子申請・電子収納の拡大
- ・ 窓口キャッシュレス決済導入のため収入証紙に関する条例の一部改正議案を提出

令和6年度以降

- ・ 窓口キャッシュレス決済の導入予定
- ・ コンビニ収納の導入予定

※ 収入証紙の廃止時期については、収納体制の構築状況や、国の制度との整合性の確保などの状況により検討する。